

外郭団体見直し検証専門部会 審議状況

1 第1回専門部会（3月28日）

重点的に検証する団体の選定 18団体

(1) 廃止とされている団体(3団体) (特) 長野県土地開発公社 (社) 長野県林業公社 (特) 長野県道路公社	(2) 統合することとされている団体(5団体) (特) 長野県信用保証協会 ほか	(3) 県の関与を廃止、縮小することとされている団体(10団体) (財) 長野県下水道公社 ほか
--	---	---

2 第2回～第4回専門部会（5月11日、23日、30日）

18の重点検証団体の課題等について、県の所管部局及び団体からヒアリング

3 第5回専門部会（6月21日）

改革基本方針等の修正の必要性を検討

(1) 所管部局及び団体の考え方を基本的に了解 8団体

建築住宅センター	基本方針を変更しない（2～3年間県職員を派遣）
住宅供給公社	事業の縮小（公営住宅の管理等受託に特化）
林業公社	団体の存続（国の支援を得ながら経営改善を図る）
テクノ財団、消防協会、 暴力追放県民センター	県の関与を継続 （県職員派遣、財政的支援等を実施）
信用保証協会、農業信用基金協会	現在の体制で事業の効率化（統合は実施しない）

(2) 次回再検討 10団体

所管部局及び団体の考え方

土地開発公社	団体の存続
道路公社	団体の廃止（平成38年度）
下水道公社	県の関与を継続
長寿社会開発センター	〃（他団体との事務局統合）
社会福祉事業団、文化振興事業団、 中小企業振興センター	基本方針を変更しない （必要な当面の措置は実施）
農業担い手育成基金、農業会議、 農業開発公社	現在の体制で事業の効率化（統合は実施しない）

4 今後の予定

7月25日 第6回専門部会 10団体について改革基本方針の修正を再検討

8月下旬以降 部会から行政機構審議会へ報告、審議会で審議・答申

(参考) 答申以降の手順

- 1 県が改革基本方針の修正案を策定
- 2 パブリックコメント
- 3 県が改革基本方針の修正を決定